

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 県道の路線廃止 (道路課) 一
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (五件) (同) 二
- 土地改良区役員就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (三件) (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 五

## 告 示

○宮城県告示第六百十九号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台循環器病センター	仙台市泉区本町二十一	平成二十六年七月十日	平成二十九年七月十日

○宮城県告示第六百二十号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 九月一日	東松島市 鳴 瀬	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
九月二日	東松島市 矢 本	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所本庁舎
同 九月三日	東松島市 矢 本	午前十時三十分から 午後三時まで	東松島市役所本庁舎

○宮城県告示第六百二十一号

県営門沢小瀬地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十三日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。  
その関係図面は、平成二十六年七月十五日から三十日宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起 点	重要な経過地
一九四	女川停車場線	女川停車場 牡鹿郡女川町女川浜	—

○宮城県告示第六百二十三号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 荒井南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 荒井西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 八木山動物公園駅前地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 卸町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画公園

2 名称 二・二・十五号 宮口下公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年七月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年六月二十五日	照井節雄	加美郡加美町下狼塚字松原三十六番地	理事
平成二十六年六月二十五日	久本徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理事
平成二十六年六月二十五日	佐藤信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成二十六年六月二十五日	早坂徳博	大崎市古川新沼字行人堰北三十七番地	理事
平成二十六年六月二十五日	田中善章	大崎市古川三本木新沼字南野土四十二番地	理事
平成二十六年六月二十五日	桑添寛治	大崎市三本木伊場野字観音堂四十六番地	理事
平成二十六年六月二十五日	佐藤徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理事
平成二十六年六月二十五日	佐藤俊光	大崎市古川中沢字南中沖九番地	理事
平成二十六年六月二十五日	相澤光徳	大崎市三本木蒜袋字北屋敷四十四番地一	理事
平成二十六年六月二十五日	佐藤健	加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番地	理事
平成二十六年六月二十五日	川熊敬一	加美郡加美町菜切谷字大二番三十一番地	理事
平成二十六年六月二十五日	小只宗一郎	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	理事
平成二十六年六月二十五日	佐藤秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	監事
平成二十六年六月二十五日	榊形恭一	大崎市松山千石字松山百三十八番地	監事

二 退任した者

平成二十六年六月二十五日	横山 廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	監事
平成二十六年六月二十四日	照井 節雄	加美郡加美町下狼塚字松原三十六番地	理事
平成二十六年六月二十四日	田中 善章	大崎市三本木新沼字南野土四十二番地	理事
平成二十六年六月二十四日	木村 敬悦	大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地	理事
平成二十六年六月二十四日	佐藤 健	加美郡加美町四日市場字岡の内七番地	理事
平成二十六年六月二十四日	今野 啓司	大崎市古川中沢字高道十七番地	理事
平成二十六年六月二十四日	森田 和男	加美郡加美町字岡町八番地	理事
平成二十六年六月二十四日	中山 茂穂	大崎市三本木字町浦四十一番地二	理事
平成二十六年六月二十四日	早坂 徳博	大崎市古川新沼字行人堰北三十七番地	理事
平成二十六年六月二十四日	佐藤 勇幸	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地	理事
平成二十六年六月二十四日	久本 徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理事
平成二十六年六月二十四日	今野 時男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
平成二十六年六月二十四日	鈴木 文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成二十六年六月二十四日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成二十六年六月二十四日	佐藤 徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理事
平成二十六年六月二十四日	氷室 勝好	大崎市松山長尾字大天場西九十九番地	理事
平成二十六年六月二十四日	佐藤 秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	監事
平成二十六年六月二十四日	横山 廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	監事

公 告

平成二十六年六月二十四日	加藤 康記	大崎市三本木上伊場野字熊野堂二十五番地	監事
平成二十六年六月二十四日	入野田 勇吉	大崎市松山下伊場野字志引二十一番地	監事
平成二十六年六月二十四日	小只 宗一郎	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 登米市中田町石森字加賀野田中五十四番三、五十四番四、六十二番一、六十三番、六十五番一、六十六番一、六十七番、六十八番及び六十九番二並びに六十九番一及び六十九番五の各一部  
 登米市追町佐沼字中江二丁目七番地の十一  
 株式会社東北住販

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 東松島市小松字上前柳五十八番五及び六十番二  
 石巻市雄勝町雄勝字味噌作五番地四  
 佐藤 均  
 石巻市開成一番地六十三 仮設開成第八団地五  
 一 二号  
 佐藤 みえ子

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

岩沼市押分字新筒下十番一の一部、十一番一、十二番、十三番一、十四番一、十四番二、十五番一、十六番一、十七番一、十八番一、十九番一、二十番、二十一番一、二十一番二、二十二番一、二十三番一の一部、二十四番一、二十五番一、二十六番一の一部、二十七番、二十七番一、二十八番一、二十八番二、二十九番一、二十九番二、三十番一、三十番三、三十一番一、三十二番一、三十三番三の一部、三十三番、三十三番一、三十三番二、三十三番三、三十三番四、三十三番五、三十四番、三十四番一、三十四番二、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番一、四十一番、四十二番、四十二番一、四十三番、四十三番一、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十一番一、五十二番、五十三番の一部、五十四番の一部、五十五番の一部、五十五番一の一部、七十三番の一部、七十四番の一部、七十五番の一部、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、七十九番一、八十番、八十一番、八十一番一、八十二番、八十三番、八十四番、八十四番一、八十五番、八十五番一、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十四番一、九十五番、九十五番一、九十五番二、九十五番三、九十六番、九十六番一、九十六番二、九十六番三、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

九十六番四、九十七番、九十八番、九十九番、百番、百番一、百一番、百二番、百二番一、百三番、百四番、百五番、百五番一、百六番、百六番一、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十三番一、百十三番二、百十三番三、百十四番、百十五番、百十五番一、百十六番、百十七番、百十八番、二十三番一地先の道の一部、十番一地先の水の一部、二十四番一地先の水、三十三番地先の水、七十三番地先の水の一部、八十七番地先の水、八十八番地先の水、九十六番一地先の水、百五番一地先の水

岩沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪ドーザー二台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年七月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 コマツ建機販売株式会社 神奈川県川崎市川崎区東扇島五番地
- 五 落札金額 三千三百九十一万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年五月二十日